

松川町定例農業委員会議事録 第6回（9月）

1 開催日時 令和6年9月25日（水） 16:00 ～ 18:00

2 開催場所 松川町役場 大会議室

3 出席委員 15人

会 長 1番 松下 敏章

会長代理 17番 北沢 ひろみ

委 員 2番 大場 健彦 3番 米山 広敏 4番 大澤 政弘

5番 佐々木 孝子 6番 牛久保 守 7番 米山 孝広

8番 齊藤 和勇 9番 古谷 はるみ 11番 下澤 隆治

12番 竹村 浩子 13番 大場 武吉 14番 池田 毅

16番 松下 守

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

5 農業委員会事務局職員

事務局長 下井 昭二 係長 小沢 香織 主任 中村 一貴

6 会議の概要

(1) 開会 一下井課長 開会—

(2) 会長挨拶 ー松下（敏）会長挨拶ー

(3) 議事録署名委員及び書記の任命

会長より 12番 竹村 浩子 委員 13番 大場 武吉 委員 を指名

(4) 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 上片桐 1筆 518㎡ 畑 所有権移転

○牛久保委員説明

場所は、上片桐の県道のバイパス沿いにあります。所有者は遠方に居住しており、現在は譲受人が草刈り管理をしている状況ですが、正式に土地を取得して野菜を作りたいという計画です。現在は遊休地となっている農地の有効利用という側面もあり、問題ないと考えます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第1号は以上でございます。

議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 元大島 2筆 247㎡・379㎡ 畑 所有権移転

○大場健彦委員説明

場所は、特別養護老人ホーム松川荘から東へ60m入ったところであります。今回の申請地は、以前、譲渡人とコンタクトが取れず申請を見送った経緯がありますが、この度コンタクトが取れたため、宅地と今回申請の2筆を併せて一体とし、アパートとする計画で申請に至っております。アパート建設に際しては、周囲の理解を得るようにと強く申し上げたところであります。全体としては、転用はやむを得ないと判断しました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは議案番号1番 賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて議案番号2番 事務局より説明をお願いします。

○事務局説明

2番 元大島 1筆 290㎡ 田 使用貸借権移転

○大場武吉委員説明

場所は、松川インター大鹿線の選果場から200m後ろ下ったところの左側です。申請地は地目が田ですが、数年耕作はしておらず雑木が生えている状況です。遊休地の管理という点、また譲受人は観光農園を行っておりその駐車場の拡張が必要であることもあり、今回の申請に至っています。近隣の方に了解を得ており、申請内容も問題ないと判断しております。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは議案番号2番 賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて議案番号3番 事務局より説明をお願いします。

○事務局説明

3番 大島 1筆 327 m² 畑 所有権移転

○北沢委員説明

場所は、中央道の橋を渡って道なりに奥に進み、右側に譲受人の会社を見て斜め左上の箇所になります。現場を確認したところ、既にアスファルト敷きになってしまっていたため、経過報告書と併せての申請となります。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは議案番号3番 賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて議案番号4番 事務局より説明をお願いします。

○事務局説明

4番 上片桐 1筆 1,104 m² 田 所有権移転

○佐々木委員説明

場所は、上片桐駅から鶴部方面へ200mほど下ったところになります。現在は、譲受人が一部分で野菜の耕作をしていますが、譲渡人が主に耕作する畑と離れている本土地の耕作が大変となってきていることもあり、買取りを譲受人にお願いしたという経過です。譲受人はリハビリ施設等を複数経営しており、本件土地の隣接する隣接地にも複数の施設があります。従業員の駐車場や福祉車両のための駐車場が必要となり、この土地を駐車場にしたいということです。駐車場は碎石で水は地下浸透になります。現地確認したところ、周囲に農地はなく、特に問題はないと判断しました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは議案番号4番 賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて議案番号5番 事務局より説明をお願いします。

○事務局説明

5 番 上片桐 1 筆 1,111 m²の内 538.71 m² 畑 使用貸借権移転

○牛久保委員説明

場所は、議案第 1 号 1 番の申請地の北側隣接地となります。譲渡人と譲受人は親子関係であり、譲渡人が高齢のため譲受人がこれから管理をしていきたいということです。土地につきましては現在、遊休地となっています。農業用倉庫とする計画で、農機具、農産物を収獲したものを入れたいということです。農機具については現在自宅の近くの農地に雨ざらしの状態で置いてあり、それを屋根付きのところに入れたいということ、また現在の倉庫の前の道が狭いということで申請が出されたものです。この倉庫にはトイレもあり、下水道については町の下水道の方に繋げて、雨水排水については地下浸透式を取りたいという計画です。隣接の農地所有者については承諾をいただいておりますが、先ほど議案第 1 号での譲受人の方についても話をして承諾をいただいているということです。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは議案番号 5 番 賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第 2 号は以上でございます。

議案第 3 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

利用権設定 (1 件)

所有権移転 (3 件)

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○北沢委員

1 番と 2 番の利用目的作物が空欄ですけど、まだわからないということでもいいですか。

○事務局

2 番についてはプラムを計画しており、1 番については現在遊休地であり具体的な計画は今後決まっていくものと認識しております。

○会長

よろしいですか。こちらは届出案件になりますので議決はありません。

(5) 協議事項

①委員からの協議事項

- ・ 農業者年金の推進状況について（古谷委員、北沢委員より）
- ・ 遊休農地の管理・指導について（大澤委員より）

②事務局からの協議事項

- ・ 令和6年度優秀農業者及び農業委員等功労者表彰候補者の推薦について〔資料No.1〕
- ・ 長野県選出（5区）国会議員との農政懇談会における懇談事項について〔資料No.2〕

(6) 営農支援センターから

- ・ 食を考え農地を守るフォーラム（案）について
- ・ 寄せられている相談事項について情報共有

(7) 南信州農業農村支援センターから

(8) 閉会 一下井課長 閉会一

以上 会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

12 番 _____ 印

13 番 _____ 印